

第143回 船橋市都市計画審議会 議案第1号
 回答2回目一覧

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（付議）		
番号	ご意見・ご質問等	事務局回答
1	（ご意見） 今回の産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関しては、千葉県都市計画審議会の判断に最終的には委ねることになると思いますが、立地、施設内容、搬入経路などから判断すると、船橋市内においては少なくとも問題ないと思います。	ご意見ありがとうございます。
2	なお、千葉県都市計画審議会付議案件であることについて、質問に対する事務局回答だけでなく、他の委員にも周知することが必要と思います。配布済みの説明資料などでは記載がなく説明が不足しています。	今回は書類審査形式となり、資料をご用意させていただきましたが、その中で説明しきれていない部分が生じておりました。今後気を付けてまいります。なお、委員からのご指摘につきましては、第1回で各委員からいただきましたご意見ご質問等に対する回答を全委員にお送りしております。
3	（ご意見） 各委員のご質問ご意見並びに、本案件施設関連画像資料も拝見させていただきました。 この様な施設の新設に際しては、渋滞・騒音・異臭等、市民生活に影響を与え得る可能性のある事柄について、その影響についての事前調査を行い、必要に応じ対応策を取ることは当然の事であると認識しています。ただし船橋市として現在と将来に亘り、その必要性があると判断故の計画であり、一市民としても本市の現状を踏まえ設置の必要性を感じます。よって計画に従い作業を進めて頂きたいと思っております。	ご意見ありがとうございます。
4	地勢からして適当な位置と考えますが、液状化の危険性の高い地域ですので十分な対策を講じていただきたいと思います。	いただいたご意見につきましては、それらの趣旨を踏まえ事業者側に伝えてまいります。
5	直接敷地の位置には関係しませんが、海に近い立地であること、リサイクルを目的とした施設であることから、耐久性のある長寿命な建築、また建築物のLCCに配慮した建築となることを望みます。	いただいたご意見につきましては、それらの趣旨を踏まえ事業者側に伝えてまいります。
6	西浦1丁目にある「西浦資源リサイクル施設」から廃棄物を受け入れることはありませんか。	原則としてありません。しかしながら、災害時等においては船橋市からの要請により、必要な手続きを踏んだうえで、一時的に廃棄物を受け入れる可能性もあると聞いております。
7	施設計画書には「処理又は再生利用の方法」という項目において、廃棄物を破砕後、「燃料チップに加工して再生エネルギー会社に燃料として販売する」と記載されています。一方で新しく送っていただきました「廃棄物処理の流れ（イメージ）」というカラー4枚の資料においては、本施設該当部分は「②収集運搬～⑥収集運搬」までとなり、燃料チップ化は製紙工場で行うとされています。どちらが正しいのでしょうか。	施設計画書にある燃料チップとは別添①の写真の本施設で破砕して出来たチップを指しております。また、付議書6ページ配置図の完成チップ、説明資料1ページ9行目及び資料1補足説明資料1ページ1-2燃料チップも同様のチップのことです。 一方、1回目の回答と一緒に送りました「廃棄物処理の流れ（イメージ）」の⑧燃料チップは、本施設で破砕して出来たチップを搬出後、製紙工場で加工するものであり、本施設で加工するものではありません。 誤解を招く表記となりましたこととお詫びいたします。 なお、「廃棄物処理の流れ（イメージ）」を別添②のとおり修正してお送りします。